



甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺
庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て

子育て応援

ファミリー・サポート・センター 依頼会員を募集します

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？

登録説明会

日時 1月25日(火)

午前10時～11時45分

場所 美和公民館

対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがあるあま市、または大治町内在住もしくはは在勤の方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

※説明会の無料託児有ります。(4か月から未就学児まで、要予約、定員有)託児をご希望の方は開催日1週間前までに申し込みが必要です。

定員 10人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

メール申込 件名「説明会申し込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有りの場合は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

問合せ先 あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局
(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎4622・0150

FAX4622・0160

✉ama-harufamispapo

@clovernet.ne.jp



令和4年度及び春休み 児童クラブ利用の申込を受け付けます

対象児童 保護者が労働等により昼間家庭にいない市内の小学校に就学している児童

書類配布場所 各児童館、子育て支援課(甚目寺庁舎)

受付期間 1月4日(火)～15日(土)

受付場所 各児童館

受付時間 午前9時～午後5時

その他 利用希望者が定員を超えた場合、就労・家庭・児童の学年などを審査し、優先順位によりお断りする場合があります。

※負担金や利用期間等の詳細は広報あま12月号をご覧ください。

問合せ先

【七宝地区】

七宝児童館

☎FAX4422・2550

【美和地区】

美和児童館

☎FAX4433・5454

【甚目寺地区】

甚目寺中央児童館(甚目寺東小学校)

☎4422・8036

FAX4433・5461

甚目寺北児童館(甚目寺東小学校)

☎4455・1367

FAX4455・0346

甚目寺南児童館(甚目寺南小学校)

☎4433・1753

FAX4433・9992

甚目寺西児童館(甚目寺小学校・甚目寺西小学校)

☎4422・0083

FAX4422・3068

子育て支援課(甚目寺庁舎)

☎4444・3173

FAX4433・3555



保育施設の入園予約ができます
 ～育児休業あけで職場復帰される方へ～

令和4年度中に育児休業を終えて元の職場に復帰する方は、お子さんの年度途中入園の予約申し込みができます。勤務先が発行する育児休業証明書等を添付して提出してください。なお、定員を超えた場合は抽選となる場合がありますのでご了承ください。

対象

・令和4年3月末までの出生児の保護者または出生予定の方で、令和4年度中に育児休業法に基づく育児休業を終えて元の職場に復帰する方。ただし、同居の親族のすべてがお子さんの家庭保育をできない場合に限りません。

※常勤的な雇用形態(勤務先から健康保険証を交付されている)で勤務している方のみ対象になります。

申込書交付期間及び場所

・1月4日(火)～2月4日(金)
 ・子育て支援課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

申込書受付期間及び場所

・1月17日(月)～2月4日(金)
 ・子育て支援課(甚目寺庁舎)

問合せ先 子育て支援課

募集

保育園会計年度任用職員(保育士募集)

業務内容

保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時30分～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週5日以内

応募資格 保育士資格を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 子育て支援課(甚目寺庁舎)
 ※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合せ先 子育て支援課

☎444・3173

FAX 443・3555

☎444・3173
 FAX 443・3555

福祉

アマノギフト申し込みをお忘れではありませんか？

アマノギフトは1月4日(火)必着です。申し込みをまだされていない方はお忘れなくお申し込みください。

ギフトの内容 市内の協力事業者が

取り扱う商品または、提供するサービス1点

対象者 令和3年8月1日において

市に備える住民基本台帳に記録されている昭和31年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

申込み方法 申込ハガキに電話番号

とカタログの中から希望するギフト番号を記入して、郵送にてお申し込みください。

申込み期限 1月4日(火)必着

ギフト発送 2月28日(月)までの間に

協力事業者から直接発送されます。(随時)

問合せ先 社会福祉課 アマノギフト

お問い合わせセンター

☎0120・6007・667

☎449・2424

FAX 443・3555

税

家屋の取り壊し等・土地の利用状況の変更をお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和3年12月末日までに、

・家屋の全部または一部を取り壊した場合

・新増築した場合

・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合は、
 税務課(本庁舎)まで連絡してください。

問合せ先 税務課

☎444・0509

FAX 445・3856